

国立大学法人岡山大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>人類社会は、知の創成と集積、さらにその継承によって発展を遂げてきた。21世紀以降、人類社会が真に安定的、持続的に進化し続けるためには、より高度で革新的な知的基盤の構築が必要となる。大学は、公的な「知の府」として、人類社会から付託されたこの基本的命題を解決するために最大限の努力をしなければならない。</p> <p>岡山大学は、平成12年3月、「21世紀の岡山大学構想」を制定し、その総合的学術目標として「自然と人間の共生」を掲げ、人類社会貢献の基本的指針としてきた。法人化による大学の再構築に際し、これをより高度総合化した目標—人間社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築—に発展させる。その達成のため、大学院に重点を置く我が国有数の総合大学として、全学をあげて以下の基本事項を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学におけるあらゆる活動の源泉は先進的かつ高度な研究の推進にある。本学は、常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし、国際的に上位の研究機関となることを指向する。 ・ 社会の公器として、大学が要請される最重要な使命である教育活動を充実させる。教育は、本学の高度な研究活動の成果を基礎として、主体的に知の創成に参画し得る能力を涵養するとともに、豊かな人間性の醸成を支援し、国内外の社会において中核的に活躍しうる人材を養成する。 ・ 研究、教育の目標を効果的に達成するため、大学に賦存する人材、財政、施設設備などの資源をトップマネジメントにより戦略的に利活用する。 ・ 公的機関として社会への説明責任を果たすため、研究、教育、社会貢献、管理運営のすべての分野において不断の自己点検評価を実施し、その結果を的確に大学改革に反映させる。 	

<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>○中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>○この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科、附置研究所等を置く。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>豊かな教養と深い専門的学識を培うことにより、総合的での確な判断力と課題探究能力を獲得させ、卒業後、様々な社会的・国際的状況下において指導的活動のできる人材を育成する。</p> <p>[学士教育]</p> <p>i (教養教育)</p> <p>人類が築き上げてきた広汎な知の体系への関心を喚起して幅広い教養を養い、豊かな人間性の涵養を図る。教養教育の成否は後続の教育課程の成果に密接に関連することに鑑み、専門教育に必要な基礎的学力を着実に身に付けさせるとともに、総合的な思考能力の養成、人格形成期にある青年に対する全人教育を実施する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置（各年度の学生収容定員は、別表添付）</p> <p>①学士教育（教養教育・学部専門教育）、大学院教育を通して、課題探究能力と課題解決能力の習得を徹底させ、総合的での確な判断力を涵養する教育体系を確立する。さらに、リーダーとして具備すべき基本的資質である高い倫理性と広範な国際性を習得させる。</p> <p>②教育の成果・効果（目標達成度）を厳密に検証するため、入試成績と入学後の成績の追跡調査、学生・同僚による授業評価、就職先企業・団体等に対するアンケート、外部評価機関による第三者評価（国際基準に基づく客観的評価）、卒業生・外部有識者による教育評価等を実施する。また、到達目標を明示した教育体系を社会に公表するとともに、学生に対しては厳格な成績評価等により学習達成度の把握に努める。</p> <p>③卒業後の進路等の観点から、教育内容の点検・適切化を不断に行い、大学院入学試験、種々の国家試験・資格試験、公務員試験、民間企業・各種団体機関（教育研究、医療福祉など）の就職試験等における合格率、就職率の向上に努める。</p> <p>④学生に対し総合的に支援する組織「教育・学生支援機構」を設置する。</p> <p>[学士教育]</p> <p>i (教養教育)</p> <p>①全学共通に実施する教養教育では、以下の諸点を重視して基本目標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会倫理に調和した自我の確立（人格形成） ・生涯にわたる学習習慣の形成 ・課題探究指向性の獲得 ・専門教育の学習に耐え得る基礎学力の習得 ・実用的な外国語能力の習熟 ・必要十分な情報処理能力の習熟 ・人権及び異文化に対する理解

ii (学部専門教育)

専門分野の高度化・多様化，新たな先進分野の展開，急速な技術革新，価値観の多様化などを伴う現代社会の変動的に対応し，卒業後，社会の様々な分野で指導的役割を担いうる専門家を育成する。

【大学院教育】

国際社会において高く評価される研究成果の創出を基礎として，創造性豊かな自立した研究者の養成，各分野のリーダーの育成，高度な専門知識を駆使し社会に貢献できる専門職業人の養成とその再教育を行う。

②教養教育の目標を達成するため，全学の人的資源を最大限活用して教養教育プログラムの開発を行う。

ii (学部専門教育)

①学部専門教育においては，以下の諸点を重視して基本目標の達成を目指す。

- ・各領域のコアとなる専門知識の習得を徹底させる。
- ・各領域は，常に社会が求める人材の資質を的確に把握し，社会の要求に対応し得る人材の育成を図る。
- ・国際化社会において専門分野の学習成果を駆使して活躍するための外国語によるコミュニケーション能力の習熟を図る。

【大学院教育】

①大学院教育では，総合大学院の特色を生かし，急速な学術の高度化に対応した柔軟なカリキュラムの編成，専門分野に応じたコア・カリキュラムの提示などにより，教育実施体制の強化を図るとともに，以下の諸点に重点をおき，基本目標の達成を目指す。

- ・幅広い文化知識，複合的な視野，豊かな人間性を備え，伝統文化や自然環境の保全等と高度産業社会の発展を調和させ得る知識人の育成を図る。併せて，高度な教育実践能力を有する教育専門職の養成を図る。
- ・人類の持続的な発展を支える高度科学技術の発展に主体的に貢献し得る人材の育成を図る。
- ・生命科学に関する高度の専門知識と広範な学際的知識を身につけ，かつ社会性，倫理性を備えた医療人，研究者の養成を図る。

(2) 教育内容等に関する目標

【学士課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する基本方針

岡山大学が求める資質の入学者を獲得するため，入学者選抜制度の見直しと適切化を図るとともに，大学入試制度は，初等中等教育に甚大な影響を及ぼすことに鑑み，我が国の教育システムに調和した入学者選抜方法への改善を図る。

2) 教育課程に関する基本方針

豊かな人間性と高い倫理性を備え，高度な科学技術社会において指導的な役割を担いうる人材の育成を目標として，教養教育と学部専門教育の均衡のとれた教育課程の構築を図る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

- ①各学部・学科の入学者受入れ方針（求める学生像，学生募集方法，入試の在り方等）を明確にする。併せて，入学者受入れ方針に関する情報・広報活動等の充実を図る。
- ②各学部・学科の望む学生像と，受験する学生の求める大学像のマッチングが可能となる入学者選抜方法として，AO入試等を導入する。
また，入学後の進路変更に対応するための体制づくりを行う。

2) 教育課程に関する具体的方策

- ①各学部は学生の卒業時における質の向上を図るため，独自の積み上げ式教育プログラムを作成する。同時に教養教育，専門教育を各学部間で相互に開放することにより，多様かつ学際的な教育体制を構築する。
- ②高等教育における学士教育（教養教育，学部専門教育）及び大学院教育の役割と位置付け

3) 教育方法に関する基本方針

授業や学生指導で取り扱う題材や内容に則し、教育的に最も効果的な方法と手段の導入を促進し、その現代化と革新を図る。

4) 成績評価に関する基本方針

卒業時における学生の質の保証という岡山大学の社会的責任を果たすため、到達度に力点を置いた厳格な成績評価をより一層推進する。

【大学院課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する基本方針

大学院における教育研究活動の活性化を促進し、岡山大学が求める資質をもつ学生を獲得するため、入学者受入れ方針の明確化と入学者選抜制度の改善を図る。

2) 教育課程に関する基本方針

社会の要請に応え、様々な分野で主導的な役割を担う、優れた人材を養成するため、国際水準の教育を積極的に展開し、先進的・学際的分野にも対応した教育課程を構築する。

を明確化し、学士・大学院課程間のカリキュラムの有機的な連携をより一層深めるための改革を推進する。

③民間企業、官庁、NPO等の外部組織の教育資源を積極的に活用することにより、多様かつ実践的な教育体制を構築する。

3) 教育方法に関する具体的方策

①授業形態と教育効果の関係を常に点検し、最適な授業形態の採用に努めるとともに、学ぶ者と教える者の「対話と議論」を重視した少人数・討論型授業を積極的に導入する。

②TA・RAの役割、任務、配置等基本方針の見直しにより、制度の充実を図る。

③授業にIT技術等(プレゼンテーション等)を導入し、その効果的な活用を図る。

④学内、他大学間、大学以外の外部組織(民間企業、官庁等)との連携を一元的に行うことなどにより、効率的かつ多様できめ細かい教育の提供を行う。

⑤優れた課題探究能力を育成するうえで、最も効果的な教育内容と方法に関する検討を行い、教育実践の改善を図る。さらに、望ましい学習習慣と学習法を獲得させるため、授業時間外の指導体制や学習環境の整備充実を図る。

4) 成績評価に関する具体的方策

①全ての授業科目について履修者が到達すべき学習目標と成績評価基準をシラバスなどに公表し、学習到達度に対する厳格な成績評価を徹底する。

②社会的信頼の獲得と説明責任を果たすため、教育の成果を教育目的・目標とともに公表する。

【大学院課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

①教育目的・目標と入学者受入れ方針の公表、大学院入学者選抜方法の改革などにより、入学者選抜の適切化を図る。

2) 教育課程に関する具体的方策

①各専攻の授業内容の精選と見直しを進め、コア・カリキュラムの確立を図るとともに、各専攻分野の急速な進展や学問を取り巻く時代状況の変化に迅速に対応できる、柔軟なカリキュラム体系を構築する。併せて、学際性、応用力、実践力を養うための授業科目の整備を行う。

3) 教育方法に関する基本方針

従来の個別的な研究指導を堅持しつつ、少人数教育の長所を生かした高度専門教育の積極的な展開を図る。

4) 成績評価に関する基本方針

成績評価基準を定め、到達度に力点を置いた厳格な成績評価を実施する。

3) 教育方法に関する具体的方策

- ①先進的教育内容の教授を常に維持するため、ピアレビューなどにより教育内容の精選と先進化を推進し、全ての教育科目について教育内容をシラバスなどにより公表する。
- ②国内外の教育研究機関との交流促進、英語による授業の拡充などにより、大学院教育における教育方法や教授内容の国際化を一層推進する。

4) 成績評価に関する具体的方策

- ①授業の達成目標に対する到達度を厳格に評価するため、成績評価方法と基準を公表し、その厳格な適用を図る。
- ②自立した研究者・技術者を育成するため、学生の研究活動を適切に評価する方法を検討し、その導入を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

1) 教員組織編成に関する基本方針

望ましい教育環境を速やかに実現し、教育の成果に関する目標を効果的に達成するため、合理的かつ柔軟な教育実施体制を構築する。

2) 教育環境の整備に関する基本方針

教育の成果に関する目標を達成するための教育環境の整備・充実を図る。

3) 教育の質の改善に関する基本方針

教員の教育活動を適切に評価し、その結果を教育の改善に資するためのシステムを構築する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教員組織編成に関する具体的方策

- ①岡山大学が達成しようとする基本的な教育目標に則して、また新たな学問の展開や社会状況に則して、人事計画の見直しや人事の柔軟な運用が機動的にできるシステムを整備する。

2) 教育環境の整備に関する具体的方策

- ①学生の自主学習を推進するため、図書館（分館含む。）の機能を充実させるとともに、各学部・研究科に自習のためのスペースを確保し、コンピュータ等の設備に限らずソフト面も含めた環境整備を進める。
- ②総合情報基盤センターを中核として、学部・大学院等との連携を強化し、キャンパス情報インフラの整備・充実を組織的かつ継続的に推進し、高度に情報化された先進的教育環境の実現を目指す。キャンパス情報基盤の高度化を実現することにより、情報処理教育の強化、自主的な学習環境の整備、電子図書館機能の充実、遠隔教育あるいはオンデマンド型教育の実現などを図る。

3) 教育の質の改善に関する具体的方策

- ①学部・研究科ごとに教育活動の適切な評価方法・評価基準の確立を目指し、教育活動に関する教員の個人評価を実施する。
- ②教育の改善を図るため、大学・学部・研究科の自己点検、第三者評価、学生による授業評価、教員の個人評価等を有機的かつ積極的に活用するための基本方針を策定し、評価結果を適切にフィードバックして、教員の教育についての取り組みの強化を図る。

4) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する基本方針

FD研修活動等の推進により、教育内容、教育方法の改善を図る。

5) 全国共同教育、学内共同教育等に関する基本方針

総合大学の利点を生かし、全学共通の教育目的・目標を実現するための体制を強化するとともに、他大学との共同教育の推進を図る。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する基本方針

学部においては、学士教育並びに学部間の連携を強化し、専門性を備えた全人教育を実施する。また、研究科においては、国際標準の高度な専門教育を実施する。更に、専門性を充実させるためのフォローアップ体制を整備する。

4) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ① 大学教育に関する研究・開発及び企画立案を担う教育開発センターが中心となり、全学的、組織的に教育内容及び授業方法改善の取り組みを推進する。
- ② 学生を積極的にFDに参画させることを通じて、学ぶ者の視点を授業改善に取り込み、有効なFDを展開する。

5) 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ① 地球物質科学研究センターは、全国共同利用施設として教育研究等のための教育研究基盤に係る設備を整備し、全国技術支援業務・共同教育を行う。
- ② 本学の具備する教育資源の再点検評価を行い、それに基づき、遠隔教育システムの整備を進めるなど、学部・大学院レベルにおける他大学との共同教育体制の機能的充実を図る。
- ③ 総合大学として本学が具備している教育資源を有効に活用するため、教育開発センターが主体となり、学内共同教育体制の再編整備を図る。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ① 効果的な教養教育に基づく学部の専門性を備えた人材を育成する。
- ② 社会からの要請が高い高度専門職業人を養成する。
- ③ 学部専門教育の柔構造化を図るために副専攻制などを導入し、学際的素養と幅広く思考することのできる人材の育成を図る。
- ④ 本学の大学院(文化科学研究科・自然科学研究科・医歯学総合研究科(薬学を統合予定))はいずれも学部領域を越えた分野を総合化して構成されており、この本学研究科の特性を活かして、学問の総合化に基づく教育プログラムの充実・整備を推進する。さらに3つの大学院に関連する環境総合大学院を構想し、総合的学術目標に根ざした教育を行う。
- ⑤ 新設の大学院法務研究科の教育内容を、自然科学系学部の教育内容と関連づけた特色あるものにするとともに、産業・技術連携を視野に入れたビジネス・スクールや教育組織マネジメント分野及びMO T等の専門職大学院を創設するための基盤づくりを推進する。
- ⑥ 日本技術者教育認定機構認証をはじめ、各種の国家資格や国際的資格の取得を意図した教育内容・カリキュラムの整備を図る。

⑦卒業臨床研修等の必修化に対応した教育プログラムの管理・研修計画の充実を図るなど医師・歯科医師の卒前・卒業教育の充実を図るとともに、指導医並びに研修医の評価システムを構築する。また、看護師・コメディカルの卒前・卒業教育、臨床薬学教育を充実する。

(4) 学生への支援に関する目標

1) 学生の学習支援や生活支援等に関する基本方針

学生の自主的な学習活動や課外活動を大学教育の一環として正面から捉え、ハード、ソフトの両面から、これら「教室外活動」を支援するための体制整備と「学生生活の充実」を図るための環境整備を推進する。

2) 生活相談・就職支援等に関する基本方針

利用者である学生の視点に立って、生活健康相談体制、就職支援体制、ボランティア活動支援体制等の充実・強化を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

①平成18年度までにアカデミック・アドバイザー制やオフィス・アワー制の一層の充実を図り、自主学習及び生活・進路相談における指導体制を強化する。

②語学自習設備の充実をなど、最も効果的に自主学習が行える環境整備を進めるとともに、キャンパス情報インフラをより一層充実させ、学生が日常的に利用できる環境を早期に整備する。

③学生による社会貢献の一環としてボランティア活動を大学教育の中に位置づけ、学生のボランティア活動への参加を適切に評価・支援する体制を整える。

④学生生活の利便性を増進するため、サークル活動などの課外活動等を活性化させ、これを支援する施設を整備し、かつソフト面の充実を図る。

⑤福利厚生施設等の整備・充実を図るための方策を検討し、学生サービスの向上を図る。

2) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

①個人的悩みを抱える学生、不適応状態に陥っている学生、セクハラに直面している学生等に対して、その相談に応じ、適切な指導助言を行うため、専門的職員等を配置し、カウンセリング機能の充実強化を図る。

②各学部・学科は、就職資料室の整備や就職担当教員の配置を行うとともに、就職セミナーを開催するなど、学生のニーズに応えたきめの細かい就職活動支援サービスを提供する。

③学生の心身の健康を保持増進し、エイズなどの感染症に対する予防等のため、保健環境センターを中心として、学生に対する啓蒙活動を推進する。

④障害のある学生からの生活相談に応じ、障害者の修学をサポートするために学生や教員による支援体制などの組織を早急に整備する。併せて、教職員・学生に対して修学支援に関する啓蒙活動を実施する。また、学内施設のバリアフリー化を推進する。

3) 経済的支援に関する基本方針

経済的支援の充実を図る。

4) 社会人・留学生等に対する配慮に関する基本方針

リカレント教育の拠点として、また国際社会に開かれた大学として、社会人・留学生等の受入れを推進し、そのための体制を整備・強化する。

3) 経済的支援に関する具体的方策

①奨学金などの経済的支援制度の充実や授業料減免制度の活用を図る。また、特待生制度の導入についても検討する。

4) 社会人・留学生等に対する配慮に関する具体的方策

①社会人・留学生等の受入れを推進するとともに、個別指導体制の強化や留学生に対する日本文化の理解促進のため鑑賞会・見学旅行等を年1回実施するなどにより、多様な教育的背景を有する社会人や留学生の教育に対応する。

②社会人の再学習需要に適切に対応し、社会人特別選抜制度の拡大と弾力化を図るとともに公開講座、科目等履修生等の制度を活用して、一層のリカレント教育を推進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1) 目指すべき研究の方向性に関する基本方針

岡山大学は、国際水準の研究成果を生み出すことを指向し、我が国における有数の学術拠点となるとともに国際的に評価される研究機関となる。

2) 大学として重点的に取り組む領域に関する基本方針

総合大学の利点を生かし、既存の各学術領域や基盤領域における学術研究の一層の推進を図るとともに、新しい学術の創成を図り、独創的な研究の展開を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

①岡山大学の個性を最大限に活かして、国際的に通用する高度な中核的拠点の形成を目指すとともに、研究活動を通して、国際的に活躍できる優秀な研究者や高度専門職業人を養成・輩出する。さらに、新しい研究領域の開拓を積極的に推進する。

②基礎研究を基に大学として重点領域、重点課題として取り組む研究については、プロジェクト研究として、戦略的に推進する。

2) 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

①研究担当理事の下に、学内における重点的研究課題・領域を「岡山大学重点プロジェクト」として選定し、これを推進支援する仕組みを構築する。

②「岡山大学重点プロジェクト」としては、当面、次の選定基準を設ける。

- ・優れた学術的成果・実績を有し、引き続き研究拠点形成を担い得る研究領域
- ・学際的・先導的な領域で、今後研究拠点を担い得ると期待できる研究
- ・独創的・画期的成果が期待できる萌芽的研究
- ・研究活動における岡山大学の個性化や地域貢献に資する研究

③21世紀COEプログラムに採択された研究拠点への重点支援を行う。

④「循環型社会への戦略的廃棄物マネジメント」及び「固体地球科学の国際拠点形成」に関し、世界最高水準の研究拠点形成を目指し、研究推進支援のための仕組みの構築、或いは、研究支援の方策を検討する。

<p>3) 成果の社会の還元等に関する基本方針 大学が生み出す知的財産を活用して社会の要請に積極的に応える。</p> <p>4) 研究の水準・成果の検証に関する基本方針 研究水準を一層向上させるため、研究の水準・成果を的確に検証・評価する。</p>	<p>3) 成果の社会への還元に関する具体的方策 ①教育、医療、環境等様々な社会の要請を的確に把握し、研究成果を積極的かつ効果的に社会に還元するため研究推進・産学官連携機構を強化する。</p> <p>4) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 ①研究の水準・成果の検証のための多元的評価を行い、研究上の競争力を正確に検証し、「岡山大学重点プロジェクト」を選定する。これらの結果に基づいて、新たな競争力創出のための研究支援措置を講じる。</p>
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標 1) 研究者等の配置に関する基本方針 研究者等の配置に関し適正な配置を図り、各学術分野において、質の向上と個性化を推進する。</p> <p>2) 研究資金の配分システムに関する基本方針 研究内容及び評価に基づいた効率的な配分システムを導入する。</p> <p>3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する基本方針 各学術分野の研究に必要な基幹設備等の整備・有効活用等に関する全学システムの構築に取り組む。</p> <p>4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する基本方針</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 1) 研究者等の配置に関する具体的方策 ①研究者の採用に当たっては、公募を原則とし、広く有能な研究者を獲得する。 ②学長のリーダーシップと的確な研究の水準・成果の検証に基づき、効果的に研究者等の人員を配置するなど、機能的に研究組織の創設・改編・廃止を可能にする制度を策定する。 ③新研究分野を創成し、推進するために、必要に応じ研究者等の連携や流動化等を含めた全学的支援体制を構築する。</p> <p>2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策 ①研究資金の配分を一元的に行うことにより、既存の各学術分野のインフラストラクチャーを充実させる。 ②「岡山大学重点プロジェクト」を中心にして、関連のある研究分野などに重点的な配分を行う。 ③配分に当たっては、評価結果を重視する。</p> <p>3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 ①各学術分野の事情を考慮しつつ、基盤的研究施設・設備の整備充実を行い、全学的共同利用化を図り、効率的利用を促進する。また、図書館の学術雑誌、特に電子ジャーナル・論文引用情報を含む各種データベースの整備などの情報化を促進する。 ②競争的研究資金等による研究の推進を支援するため、オープン・ラボラトリーなど、学内共同研究スペースを確保する。</p> <p>4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p>

「知の拠点」として、知的財産の創造、知的所有権の創出、取得、管理、及び活用について、適切な対応と管理活用システムの設計に取り組む。

5) 研究の質の向上システム等に関する基本方針

適切な研究活動評価に基づく研究支援体制を整備し、研究活動の一層の活性化を促し、研究の質の向上に努める。

6) 全国共同研究、学内共同研究等に関する基本方針

組織の枠を越えた研究上の連携を進め、全国共同研究、学内共同研究を推進し、新たな研究上の競争力を創出する。

7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する基本方針

各学部・研究科・附置研究所が掲げる研究目標を達成するための体制のさらなる整備充実を図る。

①知的財産の創出の意義と重要性を啓蒙し、それを指向する開発研究を推進する。さらに、研究推進・産学官連携機構（知的財産本部）を中心として、知的財産の戦略的活用を可能とする制度及び環境の充実・強化を図る。

5) 研究の質の向上システム等に関する具体的方策

①研究成果の評価を実施し、評価結果に基づく研究予算面での研究支援（資金配分システムの導入）を行うことにより研究水準の向上を図る。

②新たな研究上の競争力を創出するための学際的研究への資金投入の円滑化を図る。

6) 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

①地球物質科学研究センターは、21世紀COEプログラムに採択された「固体地球科学の国際研究拠点形成」の研究推進により、国際的トップレベルの拠点形成を行う。また、全国共同利用施設として教育研究等のための研究基盤に係る設備の整備と提供を行うとともに国内・国際共同研究を推進し、この分野における国際研究拠点とする。

②教員及び教員グループが学外の各種共同研究（各省庁、自治体、民間企業あるいは、全国共同利用施設募集の各共同研究など）に積極的に参加する。

③学内共同教育研究施設等は、各領域の研究の高度化等に対応した研究支援体制を強化・促進するとともに、恒常的に見直しを行い、広く共同研究を企画し、個別の基盤技術を効率的に融合し、新しい発想の展開により、学内外の研究者を組織することを意図とする。

④これらの各種共同研究において得られた成果や経験を発信、活用するために、定期的に研究成果の交流の場を設ける。

7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

①各学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制を支えるインフラストラクチャーに関する大学としての見解を明確にし、その経済的支援に関するガイドラインについても検討する。

②本学横断的に使用される高度研究機器、計測機器等に関する効率的な活用と本学の財産としての立場からの保守管理の原則を決める。

③学部横断的に分野別研究棟の構築をするなど、効果的な研究棟の管理運営に関するマスタープランの作成を開始し、将来構想を立案する。

④研究・教育活動に伴って排出される廃棄物に関する基本的な考え方を明確にし、適切に処理する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

1) 社会との連携、協力に関する基本方針

社会が抱える多様な課題を解決するために、総合大学の利点を活かし、大学の知や技術の成果を社会に還元すると同時に、積極的に地域社会との双方向的な連携を目指す。

2) 産学官連携の推進に関する基本方針

岡山大学が蓄積してきた知的財産等を活用し、社会との連携協力を積極的に推進する。

3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する基本方針

大学教育に対する社会の期待や学生ニーズの多様化にさらに対応していくために、大学相互の連携を深める。

4) 国際交流等に関する基本方針

教職員や学生の国際社会での活動を支援・促進するとともに、優秀な留学生の受入れ並びに岡山大学学生の留学を推進し、国際交流の拡充を図る。

5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する基本方針

諸外国の大学、研究機関、企業等と教育研究活動に関連した連携・交流することにより国際的に貢献する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 社会との連携、協力に関する具体的方策

①岡山大学が有する教育機能を活用し、地域教育機関と連携して社会や地域の文化的発展に貢献するとともに、早急に情報のデータベース化の整備を図り、教育に対する社会のニーズに積極的に応える。

②岡山大学が所有する研究資料や研究成果等の公開、公開講座等の実施、リカレント教育の推進、サテライト教育の拡大・充実など、地域における生涯学習の拠点としての責務を果たす。

2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

①共同研究、受託研究等、産学官の連携による研究の推進を図るため、研究推進・産学官連携機構の充実を図る。

3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

①教育研究の将来の発展という視点から、学術交流、単位互換等、地域の大学間連携を一層推進する。

4) 国際交流等に関する具体的方策

①国際交流推進機構を中核として、国際交流協定校との共同研究や留学プログラムの推進、また留学生相談窓口、外国人研究者・留学生宿泊施設の拡充など、外国人研究者、留学生を積極的に受け入れるとともに、受入れ体制をより一層整備・充実する。

②岡山大学の研究者、学生の海外派遣（留学）のための支援体制を国際交流推進機構と留学生センター等の関連組織が連携・協力して推進を図る。

③国際交流の推進のため、国際交流推進機構を中核として、国際研修プログラムや国際交流協定校へ事務職員を相互に派遣する制度を整備し、国際化に対応できる専門職員の養成・育成等を図る。

④国際交流推進機構を中核として、国際交流協定校等と情報ネットワーク基盤の整備や相互に海外サテライト・オフィスを設置するなどにより、海外の大学、研究機関との連携交流を推進する。

5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

①国際交流推進機構を中核として、国際シンポジウムなどの開催、国際共同研究など、教育研究活動面での連携・交流活発化を推進する。

②国際交流推進機構を中核として、国際開発サポートセンターを通じた国際援助機関が行う人材育成事業への参画及び独立行政法人 国際協力機構（JICA）や地方公共団体との連携による専門家の派遣，研修員の受入れにより発展途上国への教育・研究協力及び社会貢献を推進する。

（２）附属病院に関する目標

１）患者中心の人的医療環境の創生に関する基本方針

患者の視点に立った，患者中心の人的医療環境の確立を目指すとともに地域のみならずより広い範囲での医療機関との連携を図り，高度な診療機能を備えた大学病院の特性を活用し，中核医療機関としての整備を推進する。

２）高度先進医療の提供，先端医療の開発並びに臨床研究の推進に関する基本方針

大学病院の果たすべく役割・使命を再認識したうえで，高度先進医療の提供とともに，先端医療の開発並びに臨床研究の推進を図る。

３）良質な医療人の育成に関する基本方針

豊かな人間性の錬磨や先見性を持った人材の育成など，良質な医療人を育成するための体制の整備を図る。

４）効率的・効果的医療環境の構築に関する基本方針

患者中心の効率的・効果的な医療環境を構築するための体制の整備を図るとともに，外来部門などの設備と人員の充実を図り，病院経営への財政的貢献を目指す。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

１）患者中心の人的医療環境の創生に関する具体的方策

①患者の待ち時間を短縮し，移動を少なくする診療体制を確立する。また，電子カルテによる外来診療などのIT化を進める。

②患者の求めに適確に対応し得る診療体制を構築するなど，患者中心の医療環境（体制）の整備・充実を図る。

③平成15年度院内設置した総合患者支援センターの整備を進めるとともに，患者を支援するための体制の整備・充実を図る。

２）高度先進医療の提供，先端医療の開発並びに臨床研究の推進に関する具体的方策

①安全で確立した移植医療の提供，幅広い分野への高度先進医療の提供，国際的水準の医療の提供及びに医療と福祉の充実に貢献し得る体制の整備・充実を図る。

②学外の医療機関等との共同研究等を推進するとともに，臨床治験支援センターの設置を通じて，治験を迅速かつ適正に実施し得る体制の整備・充実を図る。

３）良質な医療人の育成に関する具体的方策

①卒後臨床研修の必修化に対応した研修プログラムの充実とともに医療教育・卒後研修センターを設置し，医師・歯科医師の卒前・卒後教育の充実を図る。また，先見性，創造性を持った医療人の育成を目指すとともに創造的医療人を育成するための体制の整備・充実を図る。

４）効率的・効果的医療環境の構築に関する具体的方策

①効率的・効果的医療環境が実現し得る体制の整備・充実を図るため，医療設備の更新整備，人的資源の再配置及び光学医療診療部等の設置を検討する。

②岡山県の救急医療の中心として地域に貢献し得る，また，全国の救急医療，救急医学の発展に貢献し得る体制の整備・充実を図るとともに，社会が切望する救急担当医師の養成を目指す。

5) 病院の管理体制の強化に関する基本方針

病院長、副病院長の権限及び責任を明確にするとともに、病院長のリーダーシップ及び支援体制を強化し、機動的な病院の管理運営を遂行し得る体制を構築する。

6) 病院の運営体制の強化、外部評価システムの構築等に関する基本方針

大学病院が担う医療提供機能、研究開発機能及び教育研修機能をより効率的に実行するための体制を整備する。

7) 医療資源の効率的運用に関する基本方針

人的・物的資源をより適正かつ効率的に運用するための体制を整備する。

8) 教育の質の向上に関する基本方針

医療従事者の教育・実習の場として、効果的に活用でき得る体制の整備を図る。

9) 施設・設備の整備に関する基本方針

既設建物・施設の老朽化の解消、医療の高度化への対応及び患者環境の向上を図るため病院再開発整備の推進に努める。また、老朽化した医療機械・設備の更新についても計画的に整備することを検討する。

③総合患者支援センターの整備により、患者の紹介、逆紹介の一括管理を行うとともに、近隣地域の医療ネットワークの構築を通じて、地域医療の質的向上に貢献し得る体制の整備を図る。

④院内全ての医療従事者を対象とした接遇研修会の開催や教育・研修の実施等を通じて、医療従事者の質的向上を図るための体制を整備する。

⑤医療安全管理マニュアル等の整備・充実、総合医療情報システムの効果的利用などにより、医療安全管理の質的向上を図るための体制を整備する。

5) 病院の管理体制の強化に関する具体的方策

①病院長の責任と権限を明確化する方策として専任化を検討する。また、副病院長を4～6名配置し、各人の担当を明確にした体制とする。

6) 病院の運営体制の強化、外部評価システムの構築等に関する具体的方策

①病院長直轄の戦略企画部門の設置や、病院機能評価機構等多元的な評価システムの構築など、国民から評価される無駄のない効率的な病院運営を目指す。

7) 医療資源の効率的運用に関する具体的方策

①全職員のコスト意識改革や院内評価システムの構築などにより、業務運営の改善及び効率化を図る体制を整備する。

8) 教育の質の向上に関する具体的方策

①卒後臨床研修カリキュラムの整備、医療機関との交換留学制度の整備、薬学生のための医療薬学教育並びに実習の充実などを通して教育・実習機関としての体制を整備・充実する。

②医師、歯科医師及びコ・メディカル、コ・デンタルの生涯教育のための教育・研修プログラムの作成や学内外の教育指導者への研修ワークショップ開催などを通して、広く医療人を育成する。

9) 施設・設備の整備に関する具体的方策

①病院再開発計画を推進するため、新病棟（Ⅱ期病棟）の早期着工に努める。併せて、各種検査機械設備等を計画的に整備することを検討する。

(3) 附属学校に関する目標

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

<p>1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する基本方針 学校教育の実践に係わる研究開発・教育に関して、学部、大学院、附属学校園間の連携体制の充実を図る。</p> <p>2) 学校運営の改善に関する基本方針 大学の附属学校園として果たすべき役割を明確にし、附属学校園機能の強化・充実を図る。</p> <p>3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する基本方針 附属学校園としての入学者選抜のあり方を見直す等、教育・研究の活性化につながる入学者選抜方式への改善を図る。</p> <p>4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する基本方針 体系的な教職員の研修を推進するとともに、公立学校との人事交流の活性化を図ることを基本方針とする。</p>	<p>1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 ①教育実習の理念を一層明確にし、教育学部と附属学校園とが一体となって、学生の教育実践力の育成を図る。</p> <p>2) 学校運営の改善に関する具体的方策 ①学校運営の改善を積極的に推進する。 ②社会に開かれた学校として、社会貢献を積極的に果たす。</p> <p>3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策 ①入学者選抜の改善に努める。 ②多様な子どもを入学させ、公立学校の教育に資する教育研究、教育実践を教育学部と附属学校園との共同で行う。</p> <p>4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策 ①教育学部との連携の中で、教員としての専門性、見識等を高めるための研修プログラム等を検討する。</p>
<p>III 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>1) 全学的な経営戦略の確立に関する基本方針 法人化の趣旨を踏まえ、役員会、経営協議会、教育研究評議会による全学的視点に立った意思決定を行う。</p> <p>2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する基本方針 学長を中心とする大学執行部と部局長・部局との共通理解を得るための連携機能を強化し、効果的・機動的な大学運営を推進する。</p> <p>3) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する基本方針 学部長等のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営組織の整備を図るとともに、教員が教育・研究に専念できる運営体制への改善を図る。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 ①人材、財政、施設など、大学資源の全学共有化を確立し、学長・役員会による全学的な経営方針によるトップマネジメントを徹底させ、戦略的な運営体制を確立する。</p> <p>2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 ①岡山大学における教育、研究、運営等の役割分担による効率的、機動的な意思決定システムと執行体制並びに部局の意見・意向を役員会等に反映させるための会議等を設置する。</p> <p>3) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策 ①学部長等が全学の方針に基づいて学部次元での企画立案・管理や学部経営等を機動的・戦略的に運営するために学部長室等を設置する。また、大学執行部との共通理解を得るための部局連絡会の設置や教員が教育・研究に専念できる体制を作り、学部運営の円滑化を図る。</p>

4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する基本方針

教育・研究活動の推進と発展のため、教員・職員が大学構成員としてお互いに開放的かつ有機的に連携できる運営体制への改善を図る。

5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する基本方針

大学の個性を伸長するため、大学の資源を効果的に活用し得る戦略的配分システムを構築する。

6) 学外の有識者・専門家の登用に関する基本方針

大学経営の観点から外部有識者等の意見を多方面に取り入れる体制への改善を図る。

7) 内部監査機能の充実にに関する基本方針

岡山大学の教育・研究活動を効果的に実施するため、内部監査機能の充実を図る。

8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する基本方針

国立大学法人間の連携協力体制を整備する。

4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

①理事のそれぞれの役割に則した専門的な能力を持った事務組織とするとともに、事務組織を継続的に見直しを図る。

5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

①先進的かつ高度な研究や、最高水準の成果が期待できる「岡山大学重点プロジェクト」に経済的支援を行う等、教育・研究の活性化を図るため、研究経費等の配分に競争原理を、資金の運用に経営的視点を導入する。各部局への配分は、全学的な観点や各学部の特徴を勘案しつつ、業績評価を活用して、必要な予算配分を行う。

6) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

①法務、企業経営等の専門家を登用するなど、大学運営に学外の意見を積極的に反映させる。また、そのための仕組みを確立する。各学部は、外部有識者等の意見を積極的に取り入れる等により、部局の運営改善を図る。

7) 内部監査機能の充実にに関する具体的方策

①岡山大学の業務と財務を適切に実施するため、運営諸活動の遂行状況を公正かつ客観的な立場で検討等を行い、これに基づき改善のための助言・勧告を行う機能を持った法人監査室を置くなどにより、適切で実効ある内部監査システムを構築する。

8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

①新国立大学協会（仮称）の共同事業に参画するなど、国立大学法人間の共同業務についての連携を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する基本方針

各々の教育研究組織が、総合大学という位置付けの中でどのような基本的役割を果たすのかを再認識し、あるべき教育研究組織の編成や見直しのためのシステムへの改善を図る。

2) 教育研究組織の見直しの方向性に関する基本方針

教育研究活動の個性化と質的向上を図り、国際競争力のある大学づくりを実現するための組織編成への改善を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

①教育内容・教育プログラムの改善、重点研究・共同研究等の推進等、教育研究の見直しを立案する専門部門の強化などにより、総合大学の本来の機能が十二分に発揮できる体制を確立する。

2) 教育研究組織の見直しの方向性に関する具体的方策

①教員配置方法の転換等を図るなど、教育・研究活動において機動性、競争性、戦略性に富んだ組織（体制）づくりが可能となるシステムを構築する。

- ②本学の大学院（文化科学研究科，医歯学総合研究科，自然科学研究科）を中心として，卓越した研究者養成の目標を掲げて教育の充実を図る。
 - ・文学研究科・法学研究科・経済学研究科及び文化科学研究科の統合・再編を早期に行うことにより，学際性と総合性を強化して，視野の広い高度専門職業人や研究者を育成する。
 - ・医歯学総合研究科に薬学系を含めた医歯薬学総合研究科及び保健学研究科（後期課程）を早期に設置し，課題探求能力と問題解決能力のある全人的医療人の育成を担う。
 - ・早急に大学院自然科学研究科の組織改組を行い，国際的に通用する優れた人材の養成と先進的研究の促進を図る。
 - ・総合的学術目標である「自然と人間の共生」に根差した，循環型社会の構築に資する学問追究の場としての環境総合大学院を構想・整備する。
 - ・大学院連合学校教育学研究科については，構成大学間で今後とも，組織の拡充・整備を図る。
- ③高度専門職業人の養成に力を注ぎ，社会的要請度の大きい大学院法務研究科等の専門職大学院の設置・充実に積極的に取り組む。
- ④社会環境の変化に対応し，必要に応じて学部等教育研究組織の見直し及び改組転換を図る。

3 人事の適正化に関する目標

1) 人事評価システムの整備・活用に関する基本方針

岡山大学の人的資源をより有効に活用し，教育研究活動の一層の活性化が図れる人事評価制度の改善を図る。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する基本方針

教育・研究等の更なる発展を目指した柔軟で多様な人事制度の構築を目指す。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する基本方針

教員人事の流動性・多様性を高め，教員組織の活性化を図る。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する基本方針

外国人教員・女性教員採用促進のための人事運営上の配慮や条件整備を図る。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する基本方針

優秀な人材の確保や職員の資質の維持，向上，組織の活

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

①教員の個人評価制度の活用や，職員に対する業務評価制度の活用など，厳正な教職員の評価により，業績を適切に反映することのできる人事評価システムを構築する。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

①サバティカル制度の導入の検討など，国内外を問わず，優秀な人材を獲得するために，教育，研究，管理運営等に適切に対応できる人事システムを構築する。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

①任期制の拡充，公募方法の見直し，公募対象範囲の拡大等を実施することにより，教員人事の流動性・多様性を高める。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

①教育・研究の国際化や高度化，国際貢献を推進するため，公募要領の見直し等による体制の整備を行い，外国人教員を積極的に登用すると同時に，男女平等化社会を視野に入れた女性教員の受入れも促進する。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

①各分野ごとに業務に精通した専門職種を置くなど，事務職員の専門能力の向上を図るた

<p>性化等につながる事務職員等の人事制度への改善を図る。</p> <p>6) 中長期的観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する基本方針 「人事，財務，施設」の全学共有化を確立し，教育・研究のレベルアップ，競争力強化及び個性の発揮の実現を目指す。</p> <p>7) 人件費の削減に関する基本方針 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取組を行う。</p>	<p>め，専門性を重視した職種を新たに設定するとともに，事務・技術系職員研修等の活用や民間研修や外国語研修などにより，研修制度の一層の拡充・整備を行う。また，他大学との人事交流については，関係機関等との調整を図りつつ，制度設計の検討を行う。</p> <p>6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策</p> <p>①中・長期的な教職員の配置計画策定，評価及び評価に基づく見直しなど，戦略的・効果的な人的資源の活用を達成するため，人件費管理を含んだ総合的な人事管理システムを整備する。</p> <p>7) 人件費の削減に関する具体的方策</p> <p>①総人件費改革の実行計画を踏まえ，平成 21 年度までに概ね 4 % の人件費の削減を図る。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>1) 事務処理の効率化・合理化に関する基本方針 業務内容，事務処理体制等を根本から見直し，事務処理機能の効率化・合理化を図る。</p> <p>2) 複数大学による共同業務処理に関する基本方針 国立大学法人間の共通業務処理についての連携を推進する。</p> <p>3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針 行政事務処理や教員の教育研究活動の支援業務機能にとどまらず，教員との連携のもと，大学運営の企画立案等に参画し，学長以下の役員等を直接支えるなど，専門機能集団としての機能が発揮できる事務組織編成への改善を図る。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策</p> <p>①業務の統一化・標準化などによる事務処理の効率化・合理化を推進する。また，職員一人一人の事務処理能力の強化とともに専門性の向上を図る。</p> <p>②事務業務処理の電子化，事務業務のアウトソーシングの推進など，業務情報及びその活用システムの高度化を推進し，諸業務の迅速化，効率化を図る。</p> <p>2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> <p>①複数大学による共同業務の可能性を検討し，事務処理の効率化，合理化を目指す。</p> <p>3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <p>①大学運営の企画・立案に直接参画するなど，事務組織全体の編成を事務機能及び人員数の両面から見直し，組織機能の効率化と合理化を推進する。</p> <p>②大学運営の企画立案，教育研究支援等，多様化・複雑化や進展する社会環境に応える総合的・機動的かつ柔軟な事務組織体制の確立を目指す。</p>
<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>1) 科学研究費補助金等の外部資金増加に関する基本方針 科学研究費補助金，受託研究費，奨学寄附金等の外部資金</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 科学研究費補助金等の外部資金増加に関する具体的方策</p> <p>①外部資金獲得につながる情報（公募状況や企業ニーズ等）提供，産業界等とのパイプ役と</p>

<p>の拡充を図る。</p> <p>2) 収入を伴う事業の実施に関する基本方針 教育研究等の業務や事業等の拡大を図ることにより、自己収入の確保に努める。</p>	<p>しての専門職員の配置など、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金、共同研究費及び奨学寄附金等の獲得に組織として積極的に取り組む。</p> <p>2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 ①学生・患者等に対するサービス業務の推進や病院運営の効率化・適正化を図る。また、新たな事業を企画することにより収入の安定的確保に努める。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>1) 管理的経費の抑制に関する基本方針 経営手法を取り入れた効率的な大学運営を行うことなど、管理的経費の抑制に努める。</p> <p>2) 非常勤講師手当等の抑制に関する基本的目標 岡山大学の教育目標を達成するための教育実施体制の中で、非常勤講師等の必要性を再検討し、その結果を非常勤講師手当等の抑制に反映させる。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策 ①業務の外部委託、事務の合理化及び情報化の推進、共通部分の節電等により、管理的経費や人件費の抑制に努める。</p> <p>2) 非常勤講師手当等の抑制に関する具体的方策 ①教員一人一人が教育上の担う役割を再確認することにより、非常勤講師の役割を明確にし、教育実施体制の見直しを行うなどにより、非常勤講師手当等の抑制に努める。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>1) 資産の効率的・効果的運用に関する基本方針 岡山大学が保有する資産の効率的・効果的運用に努める。</p> <p>2) 施設設備の有効利用に関する基本方針 施設設備は全学共有資産として、有効利用を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 ①岡山大学が保有するすべての資産を検証の上、施設利用に対する有料化など、有効な資産管理方法を検討し、効率的かつ効果的な資産運用システムを検討する。</p> <p>2) 施設設備の有効利用に関する具体的方策 ①施設マネジメントの概念により、キャンパス全体について総合的かつ長期的視点から、教育研究活動のための施設の確保・活用を図る。</p>
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>1) 自己点検・評価の改善に関する基本方針 大学における学術レベルの向上と個性化のために、自己点検・評価の効率的な実施と改善を図る。</p> <p>2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための基本方針 評価結果を教育研究の向上、大学運営等の改善等に反映させる。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 ①教員の個人評価の実施や評価データ等の一元管理システムの確立などにより、自己点検・評価を行う学内実施体制を整備し、外部評価や第三者評価を積極的に取り入れて評価の充実を図る。併せて、各種の評価に対応するため、「評価センター」を設置する。</p> <p>2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 ①自己点検・評価、外部評価、第三者評価、学生による授業評価等の学内評価結果を教育研究の向上、大学運営等の改善等に十分に反映させる。</p>

<p>2 情報公開等の推進に関する目標 1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する基本方針 大学に関する様々な情報を積極的かつ客観的に開示し、社会に対する説明責任を果たすと同時に、大学の魅力や特徴を広く学内外に広報するための体制と戦略を構築し、効果的で効率的な広報機能を確立する。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 ①岡山大学の研究成果、教育内容、財務状況、管理運営体制、社会貢献などの内容に関する情報をホームページや広報誌に掲載とともに、外部情報機関に積極的かつ客観的に社会に提供する。</p>
<p>VI その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 1) 良好なキャンパス環境を形成するための基本方針 知的創造活動、高度教育研究活動の拠点にふさわしい国際水準の教育研究環境整備を図る。</p> <p>2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する基本方針 岡山大学の教育研究目標等に基づいた既存施設等の有効活用と維持管理体制への改善を図る。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 1) 施設等の整備に関する具体的方策 ①岡山大学における教育研究の発展を図るため、総合的・長期的・全学的な視点に立った新たな施設整備の推進と施設マネジメントの執行体制を確立する。</p> <p>2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 ①施設の利用状況、設備の整備状況等を把握するなどにより、既存施設の有効利用と効率的なメンテナンスの促進を図る。</p> <p>②学生サービスの視点に立った学生のためのキャンパス環境整備、障害のある学生も健常な学生も、ともに安全に大学生活を過ごすことのできる施設等の整備、社会への大学の開放という視点に立ったキャンパス整備など、教育環境に相応しいキャンパスづくりを推進する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標 1) 安全管理・事故防止に関する基本方針 知的創造活動、高度教育活動の拠点にふさわしい、安全で快適なキャンパス環境の整備を図る。</p> <p>2) 学生等の安全確保等に関する基本方針 安全で快適な学生生活等を送るための体制づくりを全学をあげて推進すること及び教職員の安全確保のための学内体制</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 ①災害防止計画等を策定するなど、労働安全衛生法等を踏まえ、責任体制の明確化及び労働災害の防止等に関する総合的、計画的な学内労働安全衛生管理体制の確立を目指す。</p> <p>②基本的な部分の安全管理マニュアルと附属学校等には、不審者に対応したマニュアルや医療関係においては連絡体制等も考慮したマニュアルを仕上げ、効果的な構内事故防止体制を確立する。</p> <p>③大学の使命である良質の教育・研究及び診療の提供を行うため、安全管理体制及び医療安全管理体制の確立を目指す。</p> <p>2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策 ①学生等の教育研究やキャンパス生活における災害等防止のための安全管理体制を強化するとともに、各部局は学生に対する安全衛生教育の実施のみならず、安全衛生に関する講習</p>

を確立する。

会や講演会等に教職員・学生を積極的に参加させる。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

50億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

（三朝地区（一））

三朝地区（一）の土地の一部（鳥取県東伯郡三朝町大字山田字福呂780番1外、約63.04㎡）を譲渡する。

（附属病院）

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び当該借入れにより取得する建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善・効率化並びに高度先進医療等の充実に必要な経費に充当する。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・(医病)病棟Ⅱ期 ・総合検査診断システム ・小規模改修 ・災害復旧工事 	総額 8,550	施設整備費補助金 (1,270) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金(7,280) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (0)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

1) 方針

本学の人的資源をより有効に活かし、教育研究をはじめ全ての分野において質の向上と個性化を推進し、国際競争力のある大学づくりを実現していくためには、学部、大学院を含めた教育研究組織を大学としてどのように編成していくかが重要である。このため、大学全体として教職員配置数を一元的に管理することとし、全学的方針により組織編成し、人員配置を行うこととする。

2) 人員に係る指標

平成17年度当初より毎年10名程度減ずることに努める。

また、新たな社会的要請や教育研究の質的向上のため必要な人員を確保する。

3) その他人材の確保、人材の養成などについての計画

① 教員については、広く公募することを原則とし、すでに導入している教員の個人評価の活用や任期制の推進を検討するとともに、法人化の趣旨に沿った自主的な研修を取り入れるなどにより、教員の資質の向上を図る。

② 事務系、技術系及び図書系の職員については、国立大学法人等職員採用試験の合格者から採用し、国及び人事院等が行う研修へも可能な限り参加させ、さらに、国や他の国立大学法人等とも積極的

に人事交流を行うなどにより、職員の資質の向上を図る。

- ③ ①及び②以外の職員についても、広く公募することを原則とし、国等が行う研修へ可能な限り参加させ、他の国立大学法人等とも積極的に人事交流を行うなどにより、職員の資質の向上を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 155,606百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を越える債務負担

中期目標期間を越える債務負担

(PFI事業)

該当事項なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還金	総債務 償還金
	長期借入金	0	0	40	40	40	51	171	7,109
償還金									
国立大学財務 ・経営センター 債務負担金	858	967	1,105	1,297	1,388	1,388	7,003	7,995	14,998

※ 長期借入金・・・平成16年度以降、新規に借り入れる借入金

財務・経営センター債務負担金・・・平成15年度までに借り入れたもので、平成16年度に財務・経営センターに承継されるもの。

なお、記載対象は平成22年度以降に償還の必要がある借入分のみ。

(平成21年度までに償還を終えるものは含まない・・・昭和54～59年度借入分、平成9～11年度の医療機器に係る借入分)

(リース資産)

該当事項なし

4 災害復旧に関する計画

平成16年10月に発生した台風23号により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

別表（学部，研究科等）

学 部	<p>文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 環境理工学部 農学部</p>
研 究 科	<p>社会文化科学研究科 自然科学研究科 医歯薬学総合研究科 教育学研究科 保健学研究科 環境学研究科 法務研究科 連合学校教育学研究科（兵庫教育大学大学院の参加校である。）</p>
附 置 研 究 所	<p>資源生物科学研究所</p>

別表（収容定員）

平成16年度	文学部	700人	文化科学研究科	237人	
	教育学部	1120人	うち博士後期課程	36人	
		うち教員養成に係る分野	800人	うち博士前期課程	201人
	法学部	1100人			
	経済学部	1120人	自然科学研究科	1363人	
	理学部	600人	うち博士後期課程	369人	
	医学部	1270人	うち博士前期課程	994人	
		うち医師養成に係る分野	590人		
	歯学部	350人	医歯学総合研究科	550人	
		うち歯科医師養成に係る分野	350人	うち博士課程	510人
	薬学部	320人	うち修士課程	40人	
	工学部	1900人			
	環境理工学部	600人	教育学研究科	175人	
	農学部	480人	うち修士課程	175人	
			保健学研究科	52人	
			うち修士課程	52人	
			法務研究科	60人	
			うち法曹養成課程	60人	
		① 学部の計	9560人		
				② 博士課程の計	915人
			③ 修士課程の計	1462人	
			④ 法曹養成課程の計	60人	
			⑤ 研究科計	2437人	
			①+⑤【合計】	11997人	

別表（収容定員）

平成17年度	文学部	700人	文化科学研究科	237人
	教育学部	1120人	うち博士後期課程	36人
	うち教員養成に係る分野	800人	博士前期課程	201人
	法学部	1050人	自然科学研究科	1225人
	経済学部	1090人	うち博士後期課程	335人
	理学部	600人	博士前期課程	890人
	医学部	1270人	医歯薬学総合研究科	633人
	うち医師養成に係る分野	590人	うち博士課程	512人
	歯学部	350人	修士課程	40人
	うち歯科医師養成に係る分野	350人	うち博士後期課程	16人
	薬学部	320人	博士前期課程	65人
	工学部	1900人	教育学研究科	180人
	環境理工学部	600人	うち修士課程	180人
	農学部	480人	保健学研究科	62人
	① 学部の計	9480人	うち博士後期課程	10人
			博士前期課程	52人
			環境学研究科	128人
			うち博士後期課程	22人
			博士前期課程	106人
			法務研究科	120人
		うち法曹養成課程	120人	
		②博士課程の計	931人	
		③修士課程の計	1534人	
		④法曹養成課程計	120人	
		⑤研究科計	2585人	
		①+⑤【合計】	12065人	

別表（収容定員）

平成18年度	文学部	700人	社会文化科学研究科	236人
	教育学部	1120人	うち博士後期課程	36人
	うち教員養成に係る分野	880人	博士前期課程	200人
	法学部	1000人	自然科学研究科	1087人
	経済学部	1060人	うち博士後期課程	301人
	理学部	600人	博士前期課程	786人
	医学部	1270人	医歯薬学総合研究科	714人
	うち医師養成に係る分野	590人	うち博士課程	512人
	歯学部	350人	修士課程	40人
	うち歯科医師養成に係る分野	350人	うち博士後期課程	32人
	薬学部	320人	博士前期課程	130人
	工学部	1900人	教育学研究科	180人
	環境理工学部	600人	うち修士課程	180人
	農学部	480人	保健学研究科	72人
	① 学部の計	9400人	うち博士後期課程	20人
			博士前期課程	52人
			環境学研究科	256人
			うち博士後期課程	44人
			博士前期課程	212人
			法務研究科	180人
		うち法曹養成課程	180人	
		②博士課程の計	945人	
		③修士課程の計	1600人	
		④法曹養成課程計	180人	
		⑤研究科計	2725人	
		①+⑤【合計】	12125人	

別表（収容定員）

平成 19 年 度	文学部	700人	社会文化科学研究科	236人
	教育学部	1120人	うち博士後期課程	36人
	うち教員養成に係る分野	960人	博士前期課程	200人
	法学部	960人	自然科学研究科	1053人
	経済学部	1040人	うち博士後期課程	267人
	理学部	600人	博士前期課程	786人
	医学部	1270人	医歯薬学総合研究科	730人
	うち医師養成に係る分野	590人	うち博士課程	512人
	歯学部	350人	修士課程	40人
	うち歯科医師養成に係る分野	350人	うち博士後期課程	48人
	薬学部	320人	博士前期課程	130人
	工学部	1900人	教育学研究科	180人
	環境理工学部	600人	うち修士課程	180人
	農学部	480人	保健学研究科	82人
	① 学部の計	9340人	うち博士後期課程	30人
			博士前期課程	52人
			環境学研究科	278人
			うち博士後期課程	66人
			博士前期課程	212人
			法務研究科	180人
		うち法曹養成課程	180人	
		②博士課程の計	959人	
		③修士課程の計	1600人	
		④法曹養成課程計	180人	
		⑤研究科計	2739人	
		①+⑤【合計】	12079人	

別表（収容定員）

平成 20 年 度	文学部	700人	社会文化科学研究科	236人
	教育学部	1120人	うち博士後期課程	36人
	うち教員養成に係る分野	1040人	博士前期課程	200人
	法学部	900人		
	経済学部	980人	自然科学研究科	1053人
	理学部	600人	うち博士後期課程	267人
	医学部	1270人	博士前期課程	786人
	うち医師養成に係る分野	590人		
	歯学部	350人	医歯薬学総合研究科	730人
	うち歯科医師養成に係る分野	350人	うち博士課程	512人
	薬学部	320人	修士課程	40人
	工学部	1900人	うち博士後期課程	48人
	環境理工学部	600人	博士前期課程	130人
	農学部	480人	教育学研究科	180人
	① 学部の計	9220人	うち修士課程	160人
			専門職学位課程	20人
			保健学研究科	82人
			うち博士後期課程	30人
			博士前期課程	52人
			環境学研究科	278人
		うち博士後期課程	66人	
		博士前期課程	212人	
		法務研究科	180人	
		うち法曹養成課程	180人	
		②博士課程の計	959人	
		③修士課程の計	1580人	
		④法曹養成課程計	16人	
		⑤専門職学位課程計（④を除く。）	20人	
		⑥研究科計	2739人	
		①+⑥【合計】	11959人	

別表（収容定員）

平成21年度	文学部	700人	社会文化科学研究科	236人
	教育学部	1120人	うち博士後期課程	36人
	うち教員養成に係る分野	1120人	博士前期課程	200人
	法学部	900人	自然科学研究科	1053人
	経済学部	980人	うち博士後期課程	267人
	理学部	600人	博士前期課程	786人
	医学部	1270人	うち医師養成に係る分野	590人
	歯学部	350人	医歯薬学総合研究科	730人
	うち歯科医師養成に係る分野	350人	うち博士課程	512人
	薬学部	320人	修士課程	40人
	工学部	1900人	うち博士後期課程	48人
	環境理工学部	600人	博士前期課程	130人
	農学部	480人	教育学研究科	180人
	① 学部の計	9220人	うち修士課程	140人
			専門職学位課程	40人
			保健学研究科	82人
			うち博士後期課程	30人
			博士前期課程	52人
			環境学研究科	278人
			うち博士後期課程	66人
			博士前期課程	212人
		法務研究科	180人	
		うち法曹養成課程	180人	
		②博士課程の計	959人	
		③修士課程の計	1560人	
		④法曹養成課程計	16人	
		⑤専門職学位課程計（④を除く。）	40人	
		⑥研究科計	2739人	
		①+⑥【合計】	11959人	

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	116,107
施設整備費補助金	1,270
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	6,076
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	161,602
授業料及入学金検定料収入	48,632
附属病院収入	111,832
財産処分収入	0
雑収入	1,138
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	18,316
長期借入金収入	7,280
計	310,651
支出	
業務費	264,544
教育研究経費	116,880
診療経費	98,831
一般管理費	48,833
施設整備費	8,550
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	18,316
長期借入金償還金	19,241
計	310,651

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 155,606百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人岡山大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

《運営費交付金の算定ルール》

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I 【学部教育等標準運営費交付金対象事業費】

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の person 費相当額及び管理運営経費の総額。
L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。
 - ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
 - ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
 - ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。
F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。
- 〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕
- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。
(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
 - ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。
(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II 【特定運営費交付金対象事業費】

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
 - ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
 - ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
 - ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。
E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
 - ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。
E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
 - ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
 - ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。
- 〔特定運営費交付金対象収入〕
- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。
平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III 【附属病院運営費交付金対象事業費】

- ⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要な person 費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
 - ⑯「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
 - ⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。
- 〔附属病院運営費交付金対象収入〕
- ⑱「附属病院収入」：附属病院収入。J(y-1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

運営費交付金 = A(y) + B(y) + C(y)

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
- (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
- (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$
- (4) $G(y) = G(y)$
- (5) $H(y) = H(y)$

D(y)：学部・大学院教育研究経費(②・⑦)、附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。
 E(y)：教育研究診療経費(⑨)、附置研究所経費(⑩)、附属施設等経費(⑪)を対象。
 F(y)：教育等施設基盤経費(④)を対象。
 G(y)：特別教育研究経費(⑫)を対象。
 H(y)：入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑭)を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

- (1) $I(y) = I(y)$
- (2) $J(y) = J(y-1) + K(y)$ [$K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)$]

〔その他〕 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I (y) : 一般診療経費 (⑮)、債務償還経費 (⑯)、附属病院特殊要因経費 (⑰) を対象。
J (y) : 附属病院収入 (⑩) を対象。(J' (y) は、平成16年度附属病院収入予算額。K (y) は、「経営改善額」。)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L (y) : 一般管理費 (①) を対象

M (y) : 特殊要因経費 (⑬) を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

《注記》

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、16年度と同額として収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、16年度と同額として試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は2とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	297,385
經常費用	297,385
業務費	267,236
教育研究経費	23,253
診療経費	62,556
受託研究費等	10,097
役員人件費	999
教員人件費	103,048
職員人件費	67,283
一般管理費	9,953
財務費用	3,265
雑損	0
減価償却費	16,931
臨時損失	0
収入の部	306,069
經常収益	306,069
運営費交付金	110,584
授業料収益	41,198
入学金収益	6,126
検定料収益	1,308
附属病院収益	111,832
受託研究等収益	10,097
寄附金収益	8,071
財務収益	0
雑益	1,138
資産見返運営費交付金等戻入	3,430
資産見返寄附金戻入	91
資産見返物品受贈額戻入	12,194
臨時利益	0
純利益	8,684
総利益	8,684

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	312,847
業務活動による支出	277,190
投資活動による支出	14,220
財務活動による支出	19,241
次期中期目標期間への繰越金	2,196
資金収入	312,847
業務活動による収入	296,025
運営費交付金による収入	116,107
授業料及入学金検定料による収入	48,632
附属病院収入	111,832
受託研究等収入	10,097
寄付金収入	8,219
その他の収入	1,138
投資活動による収入	7,346
施設費による収入	7,346
その他の収入	0
財務活動による収入	7,280
前期中期目標期間よりの繰越金	2,196

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込み額2,196百万円を含む。